

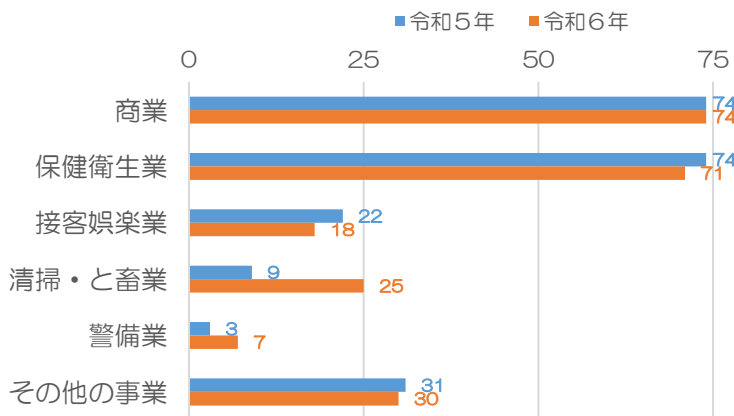
第三次産業で労働災害が増加しています！

葛城署管内の令和6年（新型コロナウイルス感染症による労働災害除く）の休業4日以上
の死傷者数は395人と前年より33人（9.1%）の増加となっています。

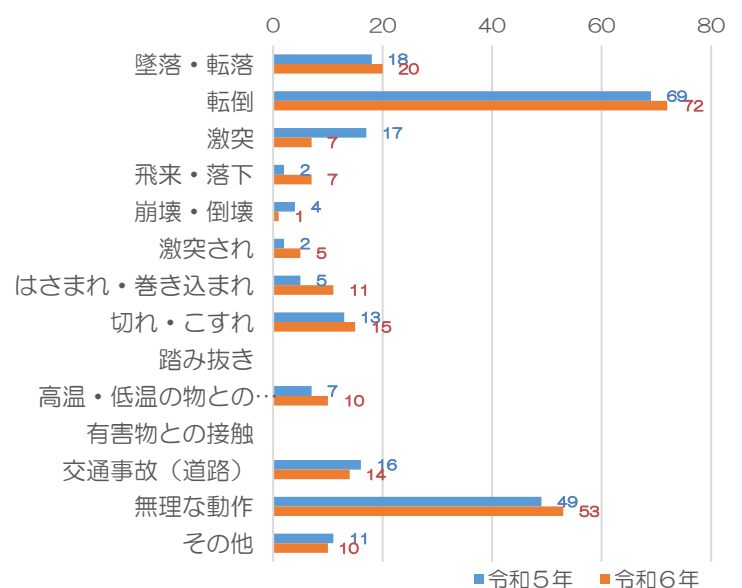
なお、第三次産業における死傷者数は225人と、前年の213人より12人（5.6%）
の増加となっています。

事故の型別では、墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ
災害、交通事故、無理な動作等の災害が発生しています。

第三次産業における労働災害の発生状況



第三次産業における事故の型別災害発生状況



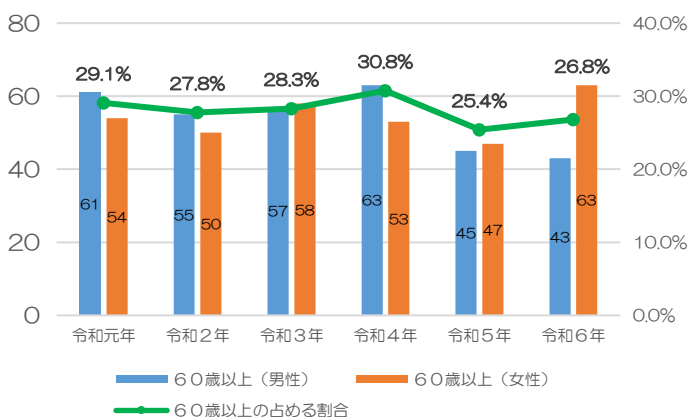
令和6年の商業の休業4日以上の死傷者数は74人
（前年±0人）、保健衛生業は71人（同-3人）、
接客娯楽業は18人（同4人減少）となっています。

高齢労働者の災害を防止するために

運動機能が低下する中・高齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。

十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の
導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握など、**エイジフレンドリーガイド
ラインに基づく取組みに努めましょう。**

高齢労働者の災害発生状況



高齢労働者の
安全衛生対策について

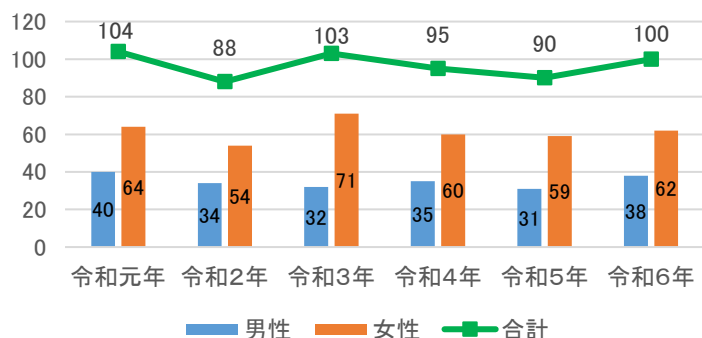
エイジフレンドリー
ガイドライン

エイジフレンドリー
ガイドライン補助金
令和7年5月15日～
令和7年10月31日

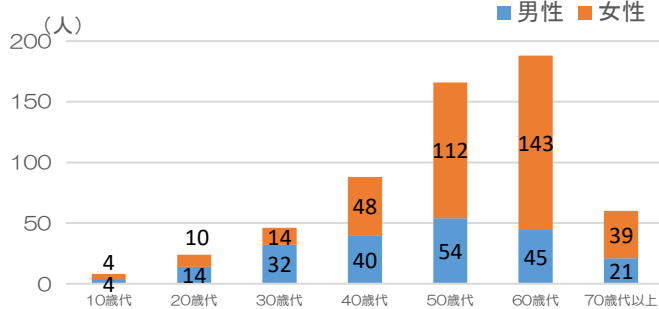


転倒災害を防止するために

転倒災害の男女別発生状況



転倒災害発生状況（年齢別）
（令和元年～令和6年）



◎高年齢になるほど、転倒災害の発生件数が増加しています。

◎高年齢の女性の転倒災害の発生率が特に高くなっています。

【転倒災害防止対策】

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

①何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒

→転倒や怪我をしにくい**身体づくりのための運動プログラム**等の導入

②作業場・通路に放置された物につまずいて転倒

→バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）の徹底

③通路等の凹凸につまずいて転倒

→敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を**確認し、解消**

④作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒

→**適切な通路の設定**、敷地内駐車場の**車止めの「見える化」**

⑤作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒

→引き回した労働者が自らつまずくケースも多い転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場のあんぜんサイト
転倒災害防止対策について



「滑り」による転倒災害の原因と対策

①凍結した通路等で滑って転倒

→従業員用通路の**除雪・融雪**。凍結しやすい箇所には**融雪マット**等を設置する

②作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒

→**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持**する。

（**清掃中エリアの立入禁止**、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

③水場（食品加工場等）で滑って転倒

→**滑りにくい履き物**の使用（労働安全衛生規則第 558 条）

防滑床材・防滑グレーティング等の導入、摩耗している場合は再施工

隣接エリアまで濡れないよう処置

④雨で濡れた通路等で滑って転倒

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、**防滑処置等の対策**を行う



～転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」～

リスクアセスメントに取り組みましょう！

職場における危険性等を事前に摘み取り、安全で安心な職場づくりのために、「リスクアセスメント」に取り組みましょう。

「リスクアセスメント」とは、作業手順毎等のリスク（危険性）を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討し、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

リスクアセスメントの効果として、

- ① 職場のリスクが明確になります。
- ② 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。
- ③ 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- ④ 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。
- ⑤ 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。



「リスクアセスメント
実施支援システム」

腰痛予防対策に取り組みましょう！

職場における腰痛は、業種を問わず多発し、葛城署管内でも、毎年多くの労働者が業務により腰痛を患っています。

各事業場において腰痛を予防するため、「腰痛予防対策指針」に基づき、労働衛生管理体制を整備し、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育に、総合的・継続的に取り組みましょう。

【主な対策ポイント】

◎ 作業管理

- ・ 作業方法、作業手順書作成及び見直し
- ・ 機械による作業の自動化

◎ 健康管理

- ・ 腰痛の健康診断の実施
- ・ 腰痛予防体操の実施

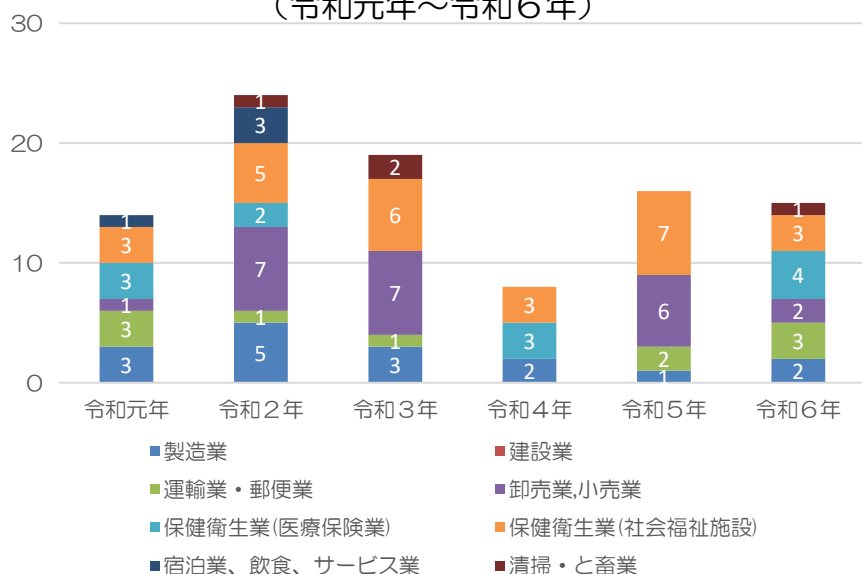
◎ 作業環境管理

- ・ 適切な温度、照度を保つ
- ・ 凸凹や段差がなく、滑りにくい床面にする

◎ 労働衛生教育

- ・ 腰痛予防のための労働衛生教育の実施

腰痛労働災害の発生状況
(令和元年～令和6年)



厚生労働省 HP
～「腰痛予防対策」～

	令和元年から令和6年の合計
卸売業、小売業	23人
保健衛生業(医療保険業)	12人
保健衛生業(社会福祉施設)	27人

熱中症対策が義務化されました！

労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義務付けられましたので、正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

【熱中症とは？】

高温多湿の環境下で体温調整が出来ず、体内に熱がこもることによる障害で、**重症化すると命の危険も！**

【主な症状】

- めまい、たちくらみ・頭痛、吐き気
- 倦怠感、だるさ・筋肉のけいれん
- 意識の混濁、呼びかけへの反応が鈍い

【予防ポイント】

- ◎こまめな水分、塩分補給
 - ・のどが渇く前に水分を！
 - ・汗をかいたら塩分も一緒に！
- ◎適切な服装の着用
 - ・通気性の良い服装を！
- ◎休憩場所の整備
 - ・冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を！



熱中症予防のための
情報・資料サイト



働く人の今すぐ使える
熱中症ガイド

◎健康診断結果に基づく対応

- ・糖尿病、高血圧症、腎不全などの持病がある
作業者への配慮を！

◎日常の健康管理

- ・睡眠不足、二日酔い、朝食の未接種は、熱中症の発症に影響を与えるので、作業開始前に確認を！

◎作業中の健康状態の確認

- ・巡視を頻繁に行い、声をかける「バディ」を組み、労働者同士でお互いの健康状態を確認しあう

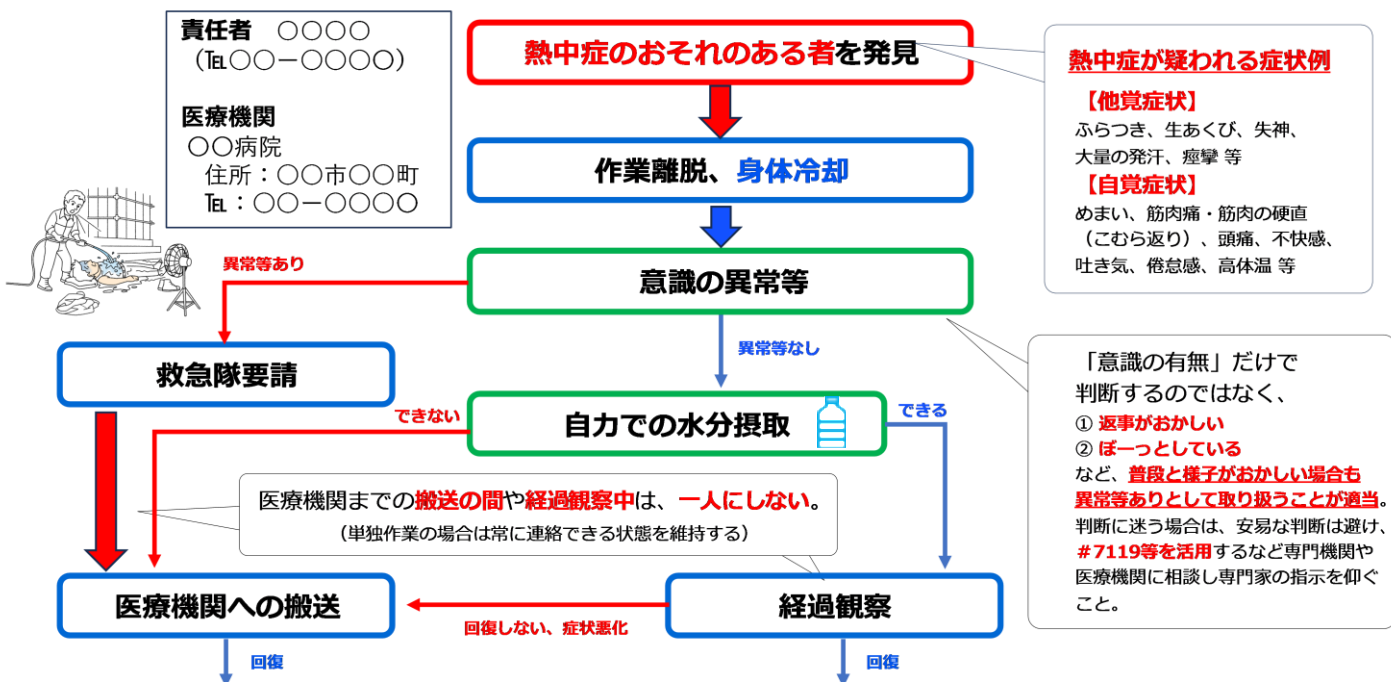
令和7年6月から、**熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切**に対処することにより、**熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者には義務付けられました。

対象となる作業

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する対応計画

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。